

定例監査（令和６年度上期分）

（１）監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和６年１１月２９日発行（山梨県公報号外第３８号）山梨県監査委員告示第６号のとおり

（２）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策企画グループ
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年７月３１日、９月６日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） ２件（収入１、物品１） １）音羽職員宿舍（土地・建物）の売払いについて、財務規則第１３７条第２項による予定価格が定められていなかった。 ２）賃借物品について、財務規則第１６８条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	１）（発生原因の検証結果） 県有財産の売払業務の手續に関する理解・認識が不十分であった。 （今後の対応策等） 今後、支出負担行為伺い及び物品要求書等に記載されている限度額を予定価格として取扱う場合以外は、予定価格調書等を作成する。 ２）（発生原因の検証結果） 物品の借入れについて、占有物品受入調書が必要であるという認識が不足していた。 （今後の対応策等） 直ちに財務規則の規定に従い占有物品受入調書を作成した。 今後は、調書の作成が適切に行われるよう、職員に周知徹底と情報共有を図った。

監査対象機関	知事政策局 秘書課
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年７月１１日、９月６日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（給与１） １）週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、１週間の勤務時間が３８時間４５分を超えた部分について、勤務１時間当たりの給与額に２５／１００の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま積算され、過大に支給されているものがあった。	１）（発生原因の検証結果） 庶務事務の集中管理を行う中、各課と幹事課それぞれにおいて、制度の認識やシステムへの入力内容の確認が不十分であった。 （今後の対応策等） 支給額の誤りについて、直ちに是正した。 併せて、各所属の管理職及び庶務担当職員に対し、制度の内容を改めて周知徹底するとともに、時間外勤務手当の集計作業を行う際には複数職員で確認するなど、各所属内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理の徹底を図ることとした。

監査対象機関	県民生活部 県民生活総務課(パスポート室)
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月1日、7月26日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（給与1） 1）週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。 ①同一週内に振替を行った週休日の勤務に対して、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。 ②週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。	1）（発生原因の検証結果） ①誤って支給した1件については、本来であれば38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当の支給は不要であったが、集計表の確認をした際に見落とししていた。 ②週休日と祝日が重なる場合の取扱いについて承知はしていたものの、実際に事務処理をする際に気づかず、集計の際にも見落とししていた。 （今後の対応策等） ①当所属の事務担当者に対し制度の周知徹底を図ったほか、週休日に勤務が発生した週分については、「振替代休個人集計表」及び「実績手当登録結果確認票」を担当者だけでなく他の職員が必ずダブルチェックをすることとした。なお、誤って支給された手当についてははい入処理を行った。 ②①と同様に、該当する帳票を必ずダブルチェックすることとした。なお、未支給分については該当職員へ支給済である。

監査対象機関	県民生活部 県民生活安全課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月25日、7月26日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（契約1） 1）次の委託契約書において、委託業務を履行期限までに完了できなかった場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ①子ども食堂における「やまなしの食」調理体験教室事業委託契約書 ②やまなしの食普及教室事業委託契約書 ③「やまなしの食」データベース化資料作成業務委託契約書 ④食品ロス削減推進イベント開催事業委託契約書	1）（発生原因の検証結果） 契約書の内容や契約手続に係る通知等の確認が不十分であったため、必要な契約事項を定めていないものがあった。 （今後の対応策等） 令和6年度の同様の契約書を確認し、必要な契約事項が定められていないものについて、直ちに変更契約を締結した。 今後は契約手続について再度確認するとともに、契約書等について複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	県民生活部 私学・科学振興課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月28日、7月26日

監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件（収入1、支出1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 私立高等学校等奨学給付金返還金 過年度分 先数 1件 113,500円 2）次のれい入金について、令和5年度内に収納されていなかった。 私立高等学校等奨学給付金返還金 令和5年度分 先数 1件 137,600円	1）（発生原因の検証結果） 奨学給付金の受給資格の有無を判定する際に必要な住民税情報を収集するためのシステムにおいて、住民税未申告者については、結果欄に未申告を示す0（ゼロ）が表示され、別枠に「住民税未申告者」と表示される仕様になっていたが、ベンダー、システム所管課及び当課の間で十分な情報共有がなされていなかったことから、同様に0（ゼロ）と表示されている住民税所得割非課税者と誤認してしまい、受給資格の確認が不十分なまま支給してしまった。判明後直ちに再判定を行い、誤って支給してしまった者に対し返還を求めたが、2名から返還されなかった（うち1名については令和4年6月30日に全額が返還された。）。 （今後の対応策等） システムの改修を行い、誤認が起きないように、住民税未申告の場合は空白が表示されるようにした。 未納となっている債務者1名については、督促状及び催告書の送付や電話による催告を行うなど、引き続き納付を求めている。 2）（発生原因の検証結果） 奨学給付金の受給資格の有無を判定するにあたり、保護者等全員の市町村民税所得割の非課税を確認する必要があるにもかかわらず、母親が非課税であることのみをもって支給対象としてしまった。 （今後の対応策等） 電話、郵便等での督促を行い、令和6年7月24日に全額が返還された。 今後は、支出負担行為伺いにより支給認定と支払処理を一体で処理していたものを別の起案とすることにより、申請書類を複数回確認し、再発防止に努める。

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月20日、9月9日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 緊急雇用創出事業に係る不当事項により県が被った損害の賠償金 過年度分 先数 1件 17,228,546円	1）（今後の対応策等） 既に法令等の規定に基づく督促状の送達や債務者への訪問催促を行ったが、納付されなかったため、訴訟を行い勝訴した。引き続き債務者の状況確認及び債権回収に努める。

	H29. 8.25 甲府地方裁判所に提訴 H29.10.31 判決（勝訴） H29.11.18 判決確定 H29.12. 5 会社所在地への納付書入りの催告書を送付 H30. 1.26 東京地方裁判所立川支部に債権差押命令申立書を提出 H30. 1.29 差押命令が出されるが、債権の存在は確認できなかった。 H30. 5.21 会社所在地へ納付書を再送付 H30.12. 3 商業登記簿により債務者の状況確認（変更なし） 以後各年度2回、商業登記簿により債務者の状況確認を行うとともに、各年度1回会社所在地へ納付書を再送付した。 （直近の状況） R 6.5.7 商業登記簿により債務者の状況確認（変更なし） R 6.5.8 会社所在地へ納付書を再送付 R 6.12.6 商業登記簿により債務者の状況確認（変更なし）
--	---

監査対象機関	総務部 人事課（働きやすい職場づくり支援室）
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月10日、8月22日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 125,525円	1）（発生原因の検証結果） 訪問や電話連絡により繰り返し返納を求めてきたが、これまで本人から収納されていない。 （今後の対応策等） 引き続き本人へ粘り強く督促していく。

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月1日、8月22日
監査の結果	講じた措置
（指摘事項） 1件（重点事項1） 1）特別管理産業廃棄物の保管状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板が設けられていなかった。	1）（発生原因の検証結果） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板を設けることについて認識が不足していた。 （今後の対応策等） 予備監査終了後、掲示板を設置した。 今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法

（指導事項） 3件（収入1、契約1、重点事項1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 恩給の過払金 過年度分 先数 1件 628,200円 2）特別管理産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 3）特別管理産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。	律を熟知し、適正な事務処理に努める。 1）（発生原因の検証結果） 毎年度、受給権調査等により過払防止に努めているが、受給権が消滅したにもかかわらず、遺族から届出がなかったため、過払金が生じた。 （今後の対応策等） 債務者（保証人）が死亡しており、他の遺族（兄弟姉妹等）が相続放棄していることが確認できたことから、不納欠損の手続について出納局会計課等に確認し、適切に処理していく。 2）（発生原因の検証結果） 財務規則等の確認を十分行わず、前年度の契約書をそのまま転用して作成してしまった。 （今後の対応策等） 財務規則やこれに関するマニュアル等を常に確認し、財務事務を遂行すること、また、出納局作成の契約書標準様式の活用などを徹底するとともに、複数職員でのチェックを行い再発防止に努める。 3）（発生原因の検証結果） 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を書面により提供することについて、認識が不足していた。 （今後の対応策等） 委託業者に産業廃棄物の適切な処理のための必要書類を提出した。 今後は、契約に基づく必要書類が揃っているかのチェックを随時行うことで再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	総務部 税務課		
監査対象期間	令和5年度		
監 査 実 施 日	令和6年7月5日、8月22日		
監査の結果		講じた措置	
（指導事項）1件（支出1） 1）雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。		1）（発生原因の検証結果） 年度当初に雑部金繰越整理簿の作成を行う必要があるという認識が欠けていた。 （今後の対応策等） 予備監査受検後、直ちに雑部金繰越整理簿を作成した。 今後は事務引継書の中に雑部金繰越整理簿を作成する必要がある旨を記載するとともに、担当内で事務処理に関する手続を共有す	

	るなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
--	-------------------------------

監査対象機関	総務部 財源確保・資産活用推進課（庁舎管理室）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年７月１０日、８月２２日
監査の結果	講じた措置
（指摘事項） １件（財産１） １）行政財産使用許可団体清掃等負担金の積算根拠となる面積及び負担額に誤りがあったため、過少に徴収していた。 （合計215,516円） （指導事項） ３件（収入１、契約１、重点事項１） １）歳入について、次のとおり収入未済があった。 土地貸付料 過年度分 先数 １件 406,262円 ２）産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ３）産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。	１）（発生原因の検証結果） 積算根拠を作成する中で、面積の入力誤りがあった。 （今後の対応策等） 過少徴収による不足分は、各団体から徴収済である。 今後は、積算資料を複数人で確認すること及び積算式を明確に表示すること等で再発防止に努める。 １）（今後の対応策等） 令和５年２月１５日に財産不足を理由に破産手続が廃止され、無資力であることが確認されたことから、地方自治法施行令第１７１条の５第１号の規定に基づき徴収停止とした。今後も適正に債権を管理していく。 ２）（発生原因の検証結果） 契約書の内容や契約手続に係る通知等の確認が不十分であった。 （今後の対応策等） 今後は、契約手続について再度確認するとともに、契約書等について複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。 ３）（発生原因の検証結果） 契約書の記載事項と法令等の確認が不十分であった。 （今後の対応策等） 事前に排出業者とヒアリングを行い、委託契約書に適正処理に必要な廃棄物情報を記載した文書を添付し、情報共有を徹底して再発防止に努める。

監査対象機関	防災局 防災危機管理課（火山防災対策室）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年６月５日、７月１８日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） ３件（給与１、物品２） １）週休日の振替等に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。	１）（発生原因の検証結果） 週休日の振替に関する勤務状況の確認が不

①やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②同一週内に振替ができなかったが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えていないとしていたが、当該祝日の代休日を別の週に指定して勤務したことにより1週間の勤務時間が38時間45分を超えており、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 2) 購入した収入印紙について、財務規則第246条第1項の規定に該当しないため、郵便切手類受払簿への登載を省略することができないにもかかわらず、登載されていなかった。 3) 防災行政無線に係る修繕において、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていないものがあった。	十分であったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えているにもかかわらず、支給していなかった。 (今後の対応策等) 令和5年度に行われた週休日の振替の内容を再度確認し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えている該当者については、支払を完了している。 今後は、時間外勤務手当の支給事務が適切に行われるよう、職員に制度の周知徹底を図るとともに、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 財務規則の認識不足があったため、受払簿への登載を怠った。 (今後の対応策等) 令和5年度郵便切手類受払簿を再確認し、未登載分について登載を行った。 今後は、財務規則等関係法令について課内で再周知を図り、再発防止に努める。 3) (発生原因の検証結果) 財務規則の認識不足があったため、検査調書の作成を怠った。 (今後の対応策等) 令和5年度に行った工事や委託業務等について書類を再確認し、未作成分について、検査調書の作成を行った。 今後は、財務規則等関係法令について課内で再周知を図り、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月29日、9月9日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件(給与1、契約1) 1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていない	1) (発生原因の検証結果) 週休日の振替に関する制度の理解や、勤務状況システムの確認が不十分だった。 (今後の対応策等) 未支給分については直ちに支給を行った。 今後は、本事案について部内各課と情報共有し、各課庶務担当者のチェックの徹底を図るとともに、幹事課においても複数人による

ものがあった。 ②週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。 ③勤務時間が割り振られていない週休日に休日が重なる日において、週休日の振替をしていないことから、勤務時間が割り振られていないのにもかかわらず代休日の指定が行われたため、該当日に勤務した時間に係る手当を支給すべきところ、支給されていなかった。 ④休日勤務の時間外勤務手当が、休日の時間外勤務手当の支給区分になっておらず過少に支給されているものがあった。 2) 次の委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 ①山梨県福祉人材センター運営事業委託契約書 ②民生委員・児童委員研修事業委託契約書	2次チェックを行うことにより、再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 個人情報取扱に関する制度理解が不十分であり、書面を徴することについての認識が不足していた。 (今後の対応策等) 直ちに委託業者より作業従事者及び個人情報保護責任者についての書面を徴した。 今後は、契約に基づく事務手続が適正に行われるよう職員に周知するとともに、契約業務の執行状況の確認と併せて、必要書類の充足について随時確認し、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課		
監査対象期間	令和5年度		
監査実施日	令和6年7月23日、9月9日		
監査の結果		講じた措置	
(指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 10件 7,975,389円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,862,835円		1) (今後の対応策等) 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書の提出を求めるなど、今後も引き続き適切な債権管理を行う。 特に、借受けの際に必ず置くこととされている連帯保証人と折衝し、収入未済の早期解消に向けた取組を進めていく。	

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月25日、9月9日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 4件(収入1、契約2、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担分) 過年度分 先数 3件 26,412円 ②児童措置費負担金 過年度分 49,500円 令和5年度分 662,471円 合計 先数 13件 711,971円 ③児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 12件 1,797,232円 ④育精福祉センター使用料 過年度分 先数 1件 349,700円 ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金 過年度分 先数 10件 8,255,800円 ⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,256,298円 ⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 過年度分 1,423,097円 令和5年度分 1,233,384円 合計 先数 44件 2,656,481円 ⑧重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金 過年度分 85,530円 令和5年度分 1,737円 合計 先数 11件 87,267円	1) (今後の対応策等) ①住所から住民票、戸籍等の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしたところ、当時の住所地に居住が確認できなかった。そのため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり転居先を追跡可能であるため、文書等により引き続き納付を求めていく。 ②③④督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話催告、催告文書の送付などの取組を今後とも続けていく。 ※令和6年11月末現在の未収金状況 ②過年度分 49,500円(収納済0円) 令和5年度分 455,131円 (収納済207,340円) 合計 504,631円 ③過年度分 1,703,032円 (収納済94,200円) ④過年度分 349,700円(収納済0円) ⑤⑥貸付事務を委託している山梨県社会福祉協議会とともに、債務者や連帯保証人等に対してヒアリングを行い、償還を求めていく。 ※令和6年11月末現在の未収金状況 ⑤過年度分 先数10件 7,969,140円 (収納済286,660円) ⑥過年度分 先数10件 1,252,458円 (収納済3,840円) ⑦⑧滞納者に対し、電話催告を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。 ※令和6年11月末現在の未収金状況 ⑦過年度分 1,317,208円 (収納済105,889円) 令和5年度分 896,066円 (収納済337,318円) 合計 先数 38件 2,213,274円

2) 業務委託契約において、次のとおり不備があった。 ①第10回山梨県障害者芸術・文化祭業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 ②令和5年度産福連携推進事業業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は受託業務を再委託するときは、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。また、同契約書の個人情報取扱特記事項に、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 3) 育精福祉センター居住棟ほかアスベスト分析調査に係る契約書において、2回目の変更契約書に業務期間延長に関する記載をすべきところ、記載されていなかった。また、当初の契約書の契約保証金の記載に不備があった。 4) 次世代型農福連携パワーアップ事業に係るパソコンの借入において、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	⑧過年度分 85,530 円 (収納済 0 円) 令和5年度分 1,737 円 (収納済 0 円) 合計 先数 11 件 87,267 円 2) (発生原因の検証結果) 契約書作成時における精査・確認が不十分であったため、受託業者への必要書類の提出依頼を怠った。 (今後の対応策等) 今後は、契約関係事務に際して、精査・確認を十分に行い、遺漏がないよう課内で周知・徹底するとともに、複数人による確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。 3) (発生原因の検証結果) 契約書作成時における精査・確認が不十分であったため、変更契約書に契約期間延長に関する記載がないまま契約締結を行った。契約保証金の記載については、落札業者決定後に内容を変更する前提で決裁を受けていたが、確認不足と失念により、当該箇所の記載内容を見直すことなく契約締結を行った。 (今後の対応策等) 今後は、契約関係事務に際して、精査・確認を十分に行い、遺漏がないよう課内で周知・徹底するとともに、複数人による確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。加えて契約保証金の記載については、当該箇所を予め着色し決裁を受けるなど、落札業者決定後の契約内容の確認漏れ防止に努める。 4) (発生原因の検証結果) 物品管理に関する制度理解が不十分であったため、財務規則に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を怠った。 (今後の対応策等) 今後は、物品関係事務に際して精査・確認を十分に行い、遺漏がないよう課内で周知・徹底するとともに、複数人による確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	福祉保健部 医務課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月4日、9月9日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①看護職員修学資金貸付金償還金（元金） 過年度分 7,886,154円 令和5年度分 1,097,500円 合計 先数 26件 8,983,654円 ②看護職員修学資金貸付金償還金（延滞利息） 過年度分 先数 3件 7,733円 ③医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 2,739,000円 ④看護職員修学資金貸付金過払金 過年度分 先数 1件 42,000円	1）（今後の対応策等） ①、②、④については、電話や文書による催告、債務者の生活状況等に応じた納入指導（分割納付）、連帯保証人からの回収等の措置を継続実施している。 また、就業等により金融機関の窓口納付による返還が難しく滞納となる事例を減少させるため、平成25年12月から導入した口座振替（引落とし）による返還を令和6年度も推進し、納付環境の充実を図るとともに、残高不足等により振替不能となった者には、早い段階で電話連絡等により接触し、早急な納付を求める等の対応を行っている。 ③の過年度分のうち1件については、債務者及び保証人について破産手続が完了したため、不納欠損の手続を行う。 今後も引き続き、内部統制リスク評価シートの内容を踏まえ、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。

監査対象機関	子育て支援局 子育て政策課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年8月1日、9月5日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（支出1） 1）お茶の購入について、支出科目を需用費（食糧費）とすべきところ需用費（その他）で支出しているものがあった。	1）（発生原因の検証結果） 支出事務に際して、適正な支出科目に関する認識が不十分であった。 （今後の対応策等） 起案する際、適正な支出科目をマニュアル等において確認するよう周知するとともに、支出命令チェック表等に基づいた複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	子育て支援局 子ども福祉課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月31日、9月5日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）2件（収入1、契約1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。	1）（今後の対応策等） 未収金回収のため、現在次の対策を実施し

[一般会計] ①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 29,687,305円 令和5年度分 7,378,478円 合計 先数 191件 37,065,783円 ②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 先数 11件 2,840,260円 [母子父子寡婦福祉資金特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 1,706,370円 令和5年度分 2,500円 合計 先数 5件 1,708,870円 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 15,090円 ③母子福祉資金貸付金償還金（違約金） 過年度分 先数 2件 37,235円 2) 令和5年度山梨県子どもの学習・生活支援事業業務委託において、次のとおり不適切な事務処理があった。 ①プロポーザル方式で業者を公募する際の募集要項に、「受託者の決定後、提案内容を参考に改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。」との記載があったが、受託者の提案内容に募集要項の仕様書の内容と異なる事項があったにもかかわらず、当該事項を反映させた仕様書を定めていなかった。 ②契約書には精算条項が設けられており、委託事業に要した経費の実支出額を正確に把握すべきところ、委託事業終了後の受託者からの実績報告において、委託事業に要した経費のうち報酬等の実支出額に誤りがあったにもかかわらず、報告書等の検査を十分に行わなかった結果、委託料の支払額を誤った金額で確定させていた。 ③契約書では契約の締結に要する費用は受託者の負担とする旨が規定されている	ている。 ①電話による納入指導 ②文書による納入指導 ③訪問による納入指導 ④債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ⑤個々の状況に応じた納付方法（分割納付）の採用等 ⑥滞納処分のための財産調査（児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る） 今後も未収金の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。 ※令和6年11月末現在の未収金の状況 [一般会計] ①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 29,187,676円 令和5年度分 7,257,018円 合計 先数 180件 36,444,694円 ②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 先数 9件 2,075,880円 [母子父子寡婦福祉資金特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 4件 1,509,570円 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 15,090円 ③母子福祉資金貸付金償還金（違約金） 過年度分 先数 2件 37,235円 2)（発生原因の検証結果） ①事業者選定において、募集要項の確認を怠った。 ②額の確定における実績報告書の検査が不十分であった。 ③概算払いにおいて契約書の確認を怠った。 ④仕様書に対する認識が不十分であった。 （今後の対応策等） 実績報告等について改めて精査・確認した結果、収入印紙代を除く事業に要した金額が委託料支払額を上回っていること、当該差額について事業者に請求の意思がないことを確認した。 今後は、事務引継書に収入印紙代の取扱いに留意するよう明記し、契約関係事務に際しては精査・確認を十分に行い、遺漏がないよう課内で周知・徹底するとともに、複数人による確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
--	--

が、契約書に貼付された収入印紙代が委託事業実績額に含まれており、委託料として支払われていた。 ④事業者からの報告について、仕様書には当該月の支援対象者及び支援内容を翌月10日までに県に提出することと定められているが、提出が遅延していた。	
--	--

監査対象機関	林政部 森林政策課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月14日、7月26日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 2件（給与1、物品1） 1）やむを得ない理由で同一週内に週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 2）賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。	1）（発生原因の検証結果） 林政部においては、手当の支給に係るミスを防止するため、時間外勤務をした職員の所属担当者と幹事課の給与担当者と相互確認を行っているが、制度の誤認により、適切な確認が行えていなかった。 （今後の対応策等） 予備監査終了後、直ちに処理を行い、未支給分の時間外勤務手当を支給した。勤務状況システムの改修により、令和6年度から振替が同一週であるか否かを一覧表でチェックできるようになったため、部内各所属の担当者と幹事課である森林政策課の給与担当者が、振替を行った日のダブルチェックを徹底することによって、再発防止に努める。 2）（発生原因の検証結果） 物品管理に関する制度理解が不十分であったため、財務規則に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を怠った。 （今後の対応策等） 予備監査終了後、直ちに処理を行い、占有物品一覧表と現状の相違を解消させた。 今後は、評価シートや引継書によって確実に事務を引き継ぎ、再発防止に努める。

監査対象機関	林政部 林業振興課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月19日、7月26日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] ①林業構造改善事業費補助金返還金	1）（今後の対応策等） [一般会計] 債務者が平成28年7月に破産したことから、以降は保証人に対して電話または面談に

過年度分 先数 1件 14,807,804円 ②林業構造改善事業費補助金返還金延納利息 過年度分 先数 1件 150,852円 [林業・木材産業改善資金特別会計] ①林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 16,529,000円 ②林業・木材産業改善資金貸付金償還金違約金 過年度分 5,286,353円 令和5年度分 2,081,624円 合計 先数 3件 7,367,977円	よる催告を行うとともに、その財産状況の把握を行った。 今後も引き続き債権回収に努めていく。 [特別会計] 債務者3名に対して電話または面談による催告を行った結果、令和6年11月末時点で2名から償還金計330,000円の一部返済があり、1名から違約金800,000円が納入された。 今後も引き続き債権回収に努めていく。
---	---

監査対象機関	林政部 県有林課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月19日、7月26日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,618,738円	1) (今後の対応策等) 1件については、債務名義に基づく第三者からの情報取得手続により判明した預貯金について差押えを行い、未収金の一部(124,487円)を回収した。 引き続き、文書及び訪問による督促を実施し、未収金の回収に努めていくとともに、財産調査等により実態を把握し、回収が困難な債権については、適切な債権管理のため徴収停止制度の活用を検討していく。

監査対象機関	林政部 中北林務環境事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年5月9日～10日、6月19日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [恩賜県有財産特別会計] ①行政財産使用料 令和5年度分 先数 1件 38,940円 ②土地貸付料 過年度分 34,775,493円 令和5年度分 32,470,423円 合計 先数 36件 67,245,916円 ③違約金及び延納利息 過年度分 先数 13件 2,120,351円 ④和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金	1) (今後の対応策等) [恩賜県有財産特別会計] 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき厳正に催促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。 県有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い早期収納に努めるとともに、督促の手段や債権の取扱いについて関係課と協議を進めていく。

及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 3,339,368円	
---	--

監査対象機関	林政部 峡東林務環境事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年4月25日～26日、6月20日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 2件（収入1、支出1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 24件 903,950,073円 [恩賜県有財産特別会計] 土地貸付料 令和5年度分 先数 1件 148,884円 2）令和4年度山梨県森林公園金川の森使用料の算定に誤りがあり過年度支出を行ったが、財務規則第84条第3項に定める知事の承認を受けておらず、また、平成19年10月22日付け出納局長通知「過年度支出の取扱について」に定める支出負担行為伺いの財務審査監等への合議がされていなかった。	1）（今後の対応策等） [一般会計] 令和3年7月に全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 ※民事調停を行わず事業継続する1者に対しては、令和5年7月に履行延期を承認して分納を継続している。 [恩賜県有財産特別会計] 財務規則等に則った督促状の発付や戸別訪問を行った結果、令和6年7月2日付けで県への貸付料納入を確認した。 2）（発生原因の検証結果） 異例な支出であり、今後の処理頻度は高くないものの、財務規則並びに関係通知等、制度の熟知に努め適切な処理を励行していく。なお、令和6年7月10日付け部内通知に基づく職員への注意喚起のほか、管理監督者による適切な指導を徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	林政部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年5月14日～15日、6月24日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 2件（収入1、財産1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 [恩賜県有財産特別会計] ①工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 157,958円 ②違約金及び延納利息 令和5年度分 先数 1件 370円	1）（今後の対応策等） ①当該法人については、平成30年7月から破産手続が開始され、当事務所は当該工事に係る違約金等の未収金の督促を行ってきたが、平成31年4月に同法人の破産手続が廃止され、その後同法人の無資力状態が確認されたため、本庁と協議を行い、令和3年3月22日付けで徴収停止の手続をとった。今後は関係各課と調整した上で権利放棄について議会に上程し、可決後に不納欠損処理を行う予定である。

2) 電線用地中管路設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1 m未満の端数処理に誤りがあり、使用料が過少となっているものがあった。	今後、同様の事案が発生した場合には、関係部署と情報を共有し、連携して対応していく。 ②当該案件については、継続して督促を行い、納入させた（令和6年6月納入済）。 今後は、土地貸付料の納入状況について適宜確認し、未収金の発生防止に努める。 2)（発生原因の検証結果） 山梨県行政財産使用料条例の使用料算定方法についての理解不足により、事務処理を誤った。 （今後の対応策等） 行政財産使用許可指令書の金額を変更するとともに、令和5年度及び令和6年度の不足額を追加徴収した。（令和6年8月に徴収済。） 今後このような事案が発生しないよう、課長及び担当リーダーの引継事項とするとともに、行政財産使用料の算定に際しては担当内で関係規定の確認を徹底し、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	林政部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年4月25日～26日、7月12日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 2件（収入1、財産1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円 [恩賜県有財産特別会計] 土地貸付料 過年度分 18,205,402円 令和5年度分 9,102,701円 合計 先数 1件 27,308,103円	1)（発生原因の検証結果） [一般会計] 本件は、委託業者が手形の不渡りを2回出した後、事実上の倒産をした。債務者（代表取締役）は不渡り直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。令和4年7月、債務者と住所地で面会し、他の借金返済もあり資力がないこと、法人を再起する意思がないことを確認し、令和5年2月に地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった。 [恩賜県有財産特別会計] 令和3年度に増額の賃料改定を行ったが、相手側の承諾が得られないまま、令和4年度に令和3～4年度分の延べ賃料を、令和5年度に当該年度分の賃料をそれぞれ改定後の額で請求した結果、未合意増額分の支払いを得ず、未収金となっているものである。相手側は改定前の賃料相当額を供託に付しており、供託金と県請求賃料との差額分の督促（本庁）を行っている。また、令和5年9月には、相手側との交渉事務等の委任契約を弁護士と締

2) 林道敷の行政財産使用料について、公有財産台帳の土地種目により算出すべきところを登記簿地目により算出したため、過大に徴収しているものがあった。	結したうえで、差額分を支払うよう通知するなど、取組を進めてきたところである。 1) (今後の対応策等) 〔一般会計〕 定期的に住民票を取得し、住所変更等がないか確認を行う。 〔恩賜県有財産特別会計〕 上記の取組によっても相手側の承諾が得られなかったことを受け、令和6年9月議会の議決を経て、恩賜県有財産賃貸借契約に係る滞納賃料支払請求等を求める訴えの提起（民事調停の申立て）を行い、裁判所を交えた話し合いによる解決を今後目指すこととしている。 2) (発生原因の検証結果) 行政財産使用料の算定を公有財産台帳の土地種目に記載のある「公衆用道路」にて算定を行うべきところ、登記簿上の土地地目である「山林」により算定をしているものがあり、行政財産使用料を過大に徴収していた。 (今後の対応策等) 行政財産使用許可指令書の使用料を変更し、来年度から変更した算定額により徴収を行う。 今後は、行政財産使用料の算定が規則等に基づき事務手続が適正に行われるよう、事務所内に周知し引継書等への記載を徹底するなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月18日、7月18日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（給与1） 1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替がなされた一方で休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。また、休日に係る時間外勤務手当の区分を誤り、過少に支給されていた。	1) (発生原因の検証結果) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において勤務が命ぜられた場合の、休日勤務手当及び時間外勤務手当についての認識が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに勤務状況システムのデータを修正し、令和6年7月に該当職員に対し未支給分の支給を行った。 今後は、時間外勤務手当や休日勤務手当などの取扱いを改めて職員に周知し、毎月の勤務状況を集計・入力する際は複数人で確認を行うことにより、再発防止を図っていく。

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境整備課	
監査対象期間	令和5年度	
監査実施日	令和6年6月11日、7月18日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） 1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 2件 198,618,452円 ②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金 過年度分 先数 9件 746,254円 ③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 5件 744,154,207円		1）（今後の対応策等） ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 「日向処分場事件」については、債務者は1個人であり、居住自治体からの情報により所在確認を行い、分割納付を求めている。 令和6年4月から11月までに1,000円を徴収した。納付がない場合には、適宜督促を行い、毎月の納付状況を注視し、遅延なく納付させ債権回収に努める。 「大月市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、勤務先が判明したため給与の差押えを実施してきたが、勤務先を退職し、現在、行方不明である。 令和6年4月から11月までに743,040円を徴収した。 今後も、債務者の所在確認及び財産調査等を行い、債権回収に努める。 ②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金 平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は2法人7個人であり、分割での納付を得ている。 預金や生命保険の差押え及び分割納付により、令和6年4月から11月までに691,154円を徴収した。これにより、2回に分けて請求した内の後期納付者については完納となった。残る未納分は1法人4個人に対する55,100円であり、引き続き分割での納付を求めている。 納付がない場合には適宜督促を行い、毎月の納付状況を注視し、遅延なく納付させ債権回収に努める。 ③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用 債務者は3法人、2個人である。定期的に金融機関の預貯金の状況等の財産調査を実施している。また、債務者と打合せの機会を設けて毎月定額の納入及び納付額の増額を求めたところ、不定期ながら納付している状況である。 預金の差押え及び分割納付により、令和6

	年４月から１１月までに 85,001 円を徴収した。 今後も、預貯金や所有財産の差押え等の措置を実施し、債権回収に努める。
--	---

監査対象機関	産業政策部 産業政策課	
監査対象期間	令和５年度	
監査実施日	令和６年６月２８日、８月７日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） １件（給与１） １）週休日の３時間３０分の勤務について、休日勤務手当の対象とせず、勤務日の振替を行っていた。		１）（発生原因の検証結果） 週休日の４時間未満の勤務の場合、勤務日の振替ではなく休日勤務手当の対象とすることについて、認識不足があった。 （今後の対応策等） 該当職員については、未支給だった休日勤務手当を支給した。 再発防止策として、担当内では給与事務に関する理解を深めるため、関連通知や類似事例等を確認するとともに、月末の集計時には複数人で確認を行うなど、チェック体制を見直し適正な事務を徹底する。また、部内各所属に対しては、週休日の振替や休日勤務手当に関する注意喚起を行った。

監査対象機関	産業政策部 スタートアップ・経営支援課	
監査対象期間	令和５年度	
監査実施日	令和６年７月１１日、８月７日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） ２件（収入１、契約１） １）歳入について、次のとおり収入未済があった。 創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 １件 950,000円 ２）アクセラレーションプログラム事業業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。		１）（今後の対応策等） 補助金返還金について、コロナ禍の影響が残り、事業者の収支は引き続き厳しい状況にあるが、令和５年度に債務承認書が提出されたところであり、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちつつ、定期的に支払の催促を継続する。 金融機関などからの新規借入の際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めている。 ２）（発生原因の検証結果） 個人情報取扱特記事項についての認識が不十分であったため、事業者に対して書面報告を求めているなかった。 （今後の対応策等） 直ちに事業者に対して書面報告を依頼し、書面の提出を受けた。 今後は不備がないよう、複数で確認を行う。

監査対象機関	産業政策部 成長産業推進課
監査対象期間	令和5年度
監 査 実 施 日	令和6年6月7日、8月7日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（契約1） 1）やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上事業（メディアツアー事業）業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていない。	1）（発生原因の検証結果） 個人情報取扱特記事項についての認識が不十分であり、受託業者への書類提出の連絡を行わなかったため、受託業務に係る作業従事者及び個人情報保護責任者を明らかにする書面を徴していなかった。 （今後の対応策等） 直ちに書面を徴し、内容が適切であることを確認した。 今後は、個人情報を取り扱う事務の委託基準に基づき、特記事項に定める書面の契約締結時の徴取を含め、契約事務が適切に行われるよう課内に周知徹底を図り、再発防止に努める。

監査対象機関	産業政策部 産業振興課
監査対象期間	令和5年度
監 査 実 施 日	令和6年6月6日、8月7日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 85,142,670円 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 5,866,000円	1）（今後の対応策等） ①個人の連帯保証人は存命であることから、任意での償還可能性は否定できず、償還の申出による受領は可能であるため、連帯保証人の死亡、もしくは時効の到来まで債権管理に努めていく予定。 ②連帯保証人1個人については令和6年1月に死亡し、相続人全員の相続放棄を確認した。残る連帯保証人1個人については分割償還の管理を継続し、連帯保証人の相続人2個人については、債権管理回収委託先と連携し、回収に努めていく。 ※令和6年11月末時点残高：5,821,000円 （令和6年度回収額：45,000円）

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 観光文化・スポーツ総務課
監査対象期間	令和5年度
監 査 実 施 日	令和6年6月11日、7月19日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（給与1） 1）週休日の振替に係る時間外勤務手当等に	1）（発生原因の検証結果）

ついて、次のとおり不備があった。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、4時間の勤務時間の割振変更はなされた一方で、当該4時間に対する休日勤務手当の支給がなされていなかった。また該当日に係る時間外勤務手当の支給区分に誤りがあり、過少に支給されていた。	①各課と幹事課の間で、振替勤務状況の確認が不十分であった。 ②原課担当者及び幹事課集計者等の制度の理解が不十分であった。 (今後の対応策等) ①②未支給分及び過少分については、支給済であり、監査後速やかに部内各課の決裁担当者と庶務担当者を集め、振替制度の理解を深める研修会を実施した。またシステムが改修され、チェック機能が改善されたことから、振替命令の確認をより徹底していく。
---	---

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課	
監査対象期間	令和5年度	
監査実施日	令和6年6月12日、7月19日	
監査の結果		講じた措置
(指摘事項) 1件(支出1) 1) 令和4年度山梨県文化財保存事業費補助金について、交付要綱第10条で補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならないとしているが、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額は令和5年3月に確定していたにもかかわらず、報告書の提出は令和6年8月であり、1年以上遅延していた。 (合計145,000円)		1) (発生原因の検証結果) これまでも、補助金交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助事業者の申告により、消費税等仕入控除税額確定報告書を県に提出するよう求めている。 令和5年10月、令和5年度包括外部監査において、令和4年度の県文化財保存事業費補助金について、監査人から「補助金交付先の状況を確認し、必要に応じて消費税等仕入控除確定報告書の提出及び補助金の返還を求めるべきである。」との意見を受け、随伴補助を行う市町村を通じて補助事業者に消費税の仕入れ控除を行っているか確認調査を行ったが、該当なしとの回答であった。 令和6年6月、令和6年度定例監査(予備監査)受検の際に、令和4年度の額の確定が適正であるのか、消費税の仕入控除を行っている補助事業者の漏れがないか、委員監査時に事務局より対応状況の説明を求める旨の指示があり、改めて確認調査を行ったところ、補助事業者1者の漏れが判明した。 同者は消費税の仕入控除を実施している認識がなかったため、判明するまでに時間を要した。

（指導事項） 1 件（物品 1） 1）県指定文化財である化石 4 点が所在不明のままであった。	（今後の対応策等） 令和 7 年度から、補助金交付申請時において、消費税の仕入控除を行っているか補助事業者を確認の上、消費税法上の課税事業者については、消費税等仕入控除相当額を減額して申請してもらうこととした。 また、交付申請時に消費税等仕入控除税額を含めて申請した課税事業者には、実績報告時において、消費税仕入控除を受けた際には相当額を返還する旨の誓約書を徴収するとともに、消費税等仕入控除税額の確定後に消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求めることとした。 令和 6 年 8 月、消費税の仕入控除を行っていたことが判明した補助事業者から消費税等仕入控除税額確定報告書が提出されたため、額の再確定を行うとともに、仕入控除額確定に伴う消費税相当額 145,000 円の返還を命じ、令和 6 年 9 月に納入を確認した。 1）（発生原因の検証結果） 当該備品は平成 6 年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続において、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課（現：文化振興・文化財課）に引渡されていなかった。 一部所在不明の事実には早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところこれを怠っていたこと、また、現品確認とは別の機会に、当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどが考えられる。 （今後の対応策等） 令和元年度の行政監査受検の際に、備品台帳の数と現品の数の不一致が判明した後、県ホームページにおいて、また、国、都道府県、県内市町村、県内社会教育施設、県立高校、県内大学等に情報提供を呼びかけたところ、7 点のうちの 1 点が発見された。また、所在不明の化石ではなかったものの、これまで 5 件の情報が寄せられたところである。令和 4 年、県の社会教育施設から情報が寄せられ、実物を確認したところ、所在不明の化石 2 点であると判明した。この結果、所在不明の化石は現在 4 点となっている。 引き続き県ホームページへの掲載や県立博
--	---

	物館での周知などにより、情報提供を求めている。
--	-------------------------

監査対象機関	農政部 販売・輸出支援課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月19日、8月27日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（契約1） 1）農産物戦略的輸出拡大業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、受託者をして書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を発注者である山梨県知事に書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。	1）（発生原因の検証結果） 委託契約における個人情報取扱特記事項の再委託時の取扱いについて、制度を十分に理解していなかった。 （今後の対応策等） 委託契約における再委託時の対応について、担当者と担当リーダーの二人でダブルチェックを行う。更に、特記事項に定める書面の契約締結時の徴取を含め、契約事務が適切に行われるよう課内に周知徹底を図り、再発防止に努める。

監査対象機関	農政部 農業技術課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月18日、8月27日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数 10件 95,502,335円 ②農業改良資金貸付金違約金 過年度分 16,276,751円 令和5年度分 31,058,410円 合計 先数 13件 47,335,161円	1）（今後の対応策等） 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアルと山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者に対して償還金が早期に返済されるよう、電話催告や訪問面談を実施している。その中で個々の状況を聞き取り、返済方法や返済時期について検討し、指導等を行っている。これらの取組により、今後も引き続き早期の返済を促すとともに、回収に努めていく。 また令和5年度から、回収が困難な案件について、専門的知識を有する弁護士法人へ債権回収を委託するとともに、訴えの提起及び強制執行等の法的措置を行っている。 令和6年12月5日現在、償還金延滞者6名から1,565,000円を回収し、違約金延滞者5名から1,075,000円を回収した。

監査対象機関	農政部 畜産課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月19日、8月27日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件(物品1) 1) 備品の管理において、既に棄却されているながら、財務規則第159条に定める物品返納書の作成など、棄却に係る事務処理が行われていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 県立八ヶ岳牧場で飼育している県有牛について、病気により死亡していたが、県立八ヶ岳牧場の指定管理者から報告がなかったため、物品の棄却にかかる事務処理が行われていなかった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに棄却処理を行った。今後は、個体数を把握するため月末に指定管理者から徴収している「飼養状況表」により死亡頭数を把握し、適切に報告を受けているか確認することで再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	農政部 農村振興課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月26日、8月27日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(契約1) 1) 令和5年度やまなしリフレッシュ農泊推進業務委託契約書の個人情報取扱特記事項の履行について、次のとおり不備があった。 ①受託者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係る作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 ②受託者は受託業務を再委託するときは、再委託契約締結時に、受託者をして書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を発注者である山梨県知事に報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 個人情報取扱特記事項についての認識が不十分であったため、受託者に対して書面報告を求めていなかった。 (今後の対応策等) 受託業者並びに再委託先事業者に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者について確認を行った。また、令和6年度の同種の委託契約では既に書面報告の提出を受けており、今後、再委託が発生する場合は再委託先事業者から届出をさせるよう受託業者へ指示した。 今後は、制度への理解を深め、受託業者との打合せ時に確認事項チェックシートを作成し、必要書類の提出漏れがないか複数名で確認を行うなど、再発防止に努める。

監査対象機関	農政部 耕地課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月23日、8月27日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件(収入1、支出1、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 1件 41,866,209円	1) (今後の対応策等) 令和3年7月29日に全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定められた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。調停条項に基づき、令和6年度分につ

2) 標準積算システム関連機器等の保守業務に要する経費について、支出科目を委託料とすべきところ、使用料及び賃借料として支出していた。 3) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	いては、全額納入されていることを確認済である。 引き続き、調定条項に基づいた金額が納入されるよう、納入状況の管理に努めるとともに、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 支出事務に際して、適正な支出科目に関する認識が不十分であった。 (今後の対応策等) 支出科目について正しく理解するよう、課内へ周知徹底するとともに、支出命令チェック表に基づき、担当者及び課長補佐(リーダー)の2名による支出科目の確認を行い、再発防止に努める。 3) (発生原因の検証結果) 標準積算システム関連機器等の賃貸借について、長期継続契約として令和6年2月29日に更新契約し、この契約に基づき受託業者から機器等を借受けたが、物品管理に関する認識が不十分であり、加えて引継が徹底されていなかったことから、占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成していなかった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成し、占有物品一覧表と現状の相違を解消した。 また、財務規則等関係法令の内容を正しく理解し、事務処理に遺漏がないよう職員に周知徹底するとともに、事務引継書に記載して確実に事務を引き継ぐこととし、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年4月23日～24日、6月24日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件(収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 29,672円 2) 取得用地に未登記のものがあった。	1) (今後の対応策等) 令和2年12月10日付けで甲府地裁により費用不足を理由に破産手続の異時廃止が決定されたため、令和3年3月30日に徴収停止を決定している。 今後も徴収停止を継続するが、債務者が自発的に債務を履行するときはこれを受領することができるため、引き続き推移を注視していく。 2) (今後の対応策等)

令和4年度以前の未登記 85筆	新たな未登記が発生しないように、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、障害の発生を未然に防ぐとともに、現年度の登記を確実に実施する。 過年度未登記地については、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則となっていることから、管内市町が譲与を受けるよう、協議を進めていく。
-----------------	---

監査対象機関	農政部 峡東農務事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年4月18日～19日、6月24日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 5件（収入2、財産1、物品2） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 27件 435,788,736円 2）土地改良財産使用許可に係る土地使用料の算定において、土地の使用期間が一月に満たないために100分の10を乗じて得た額（消費税等）を加算した額を土地使用料として徴収したが、その後誤って100分の10を乗じて得た加算額分を減額する手続きを行い、還付していたことから、土地使用料の徴収額が過少となっていた。 3）取得用地に未登記のものがあった。 令和4年度以前の未登記 178筆 4）肥料・農薬使用実態モニタリング事業の調査対象農家への報償物品（商品券）の購入にあたり、受入後直ちに払出すとして、受払簿への登載を省略するとしていたが、直ちに払出されていなかった。 5）剪定ばさみ及び太枝切りばさみの物品要求依頼において、支出予算科目を需用費とすべきところ原材料費としていたため、誤った予算科目で支出されていた。	1）（今後の対応策等） 民事調停が締結された業者に対しては、調停条項に定めた金額を回収する。他の業者については、山梨県滞納債権処理方針に基づき対応していく。 2）（発生原因の検証結果） 土地改良財産使用許可に係る土地使用料の算定において、「行政財産使用料等の算定について（通達）」の解釈を誤った。 （今後の対応策等） 当事案については、速やかに消費税を含めて再算定し、差額分は納付済である。 今後、土地改良財産使用許可に係る土地使用料の算定においては、「行政財産使用料等の算定について（通達）」を遵守する。 3）（今後の対応策等） 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。 4）（発生原因の検証結果） 対象農家が広域にわたり、受渡しに日数を要してしまっていたが、受払簿への記載を失念してしまっていた。 （今後の対応策等） 即日の報償物品の払出しが難しい場合は、速やかに受払簿に登載するとともに、金庫での管理をしていく。 5）（発生原因の検証結果） 予算令達と執行事業の内容を十分確認せずに物品要求してしまった。 （今後の対応策等） 直ちに科目更正を行い是正した。 今後物品要求の際には、予算令達と執行内容を複数で十分に確認する。

監査対象機関	農政部 峡南農務事務所	
監査対象期間	令和５年度	
監査実施日	令和６年４月１８日～１９日、７月１１日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） ２件（財産１、契約１） １）取得用地に未登記のものがあった。 令和４年度以前の未登記 １４２筆 ２）産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。		１）（今後の対応策等） 未登記となっている過年度分１４２筆については、未登記原因の調査及び原因に応じた対策を講じ、うち平成２９年度分５筆については令和６年１１月に解決した。 今後も、未登記案件について地元町役場と積極的な連携を図るとともに、「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。 ２）（発生原因の検証結果） 契約書を作成する際の確認不足により、契約書の記載内容について十分に把握できていなかった。 （今後の対応策等） 今後は、出納局作成の契約書標準様式を活用することとし、契約書に必要事項が記載されているか、仕様書等の必要書類が添付されているかを複数職員により確認するとともに、契約書に沿って手続を進めるよう職員に周知徹底を図るなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。

監査対象機関	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	令和５年度	
監査実施日	令和６年４月２３日～２４日、６月１９日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） １件（財産１） １）取得用地に未登記のものがあった。 令和４年度以前の未登記 ５筆		１）（今後の対応策等） 引き続き状況確認と権利者への働きかけを行い、未登記土地の解消を図っていく。 なお、今後未登記土地の発生を防止するため、登記手続に支障が発生しそうな案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者に積極的に働きかけ、障害因子の早期解消に努めていく。

監査対象機関	県土整備部 道路整備課	
監査対象期間	令和５年度	
監査実施日	令和６年７月１２日、８月２１日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） １件（収入１） １）歳入について、次のとおり収入未済があ		１）（今後の対応策等）

った。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 6件 373,601,243円	令和3年7月29日に全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定められた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。令和3年10月末に業者あてに一括納付書を発送しており、これに基づき令和5年度分2千3百万円余は納入済。(うち1社については令和6年度分も併せて納入されており、合計の納入額は2千5百万円余となっている。)
--	---

監査対象機関	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月17日、8月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件(収入1、物品1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 71,081,727円 2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 3) 次の委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 ①道路情報業務に関する委託契約書 ②令和5年度山梨県積雪情報システム管理業務委託契約書	1) (今後の対応策等) 令和3年7月に全ての民事調停が終結し、以降は調停条項のとおり回収している。 令和5年度分の違約金は全額納入されたことを確認した。 今後も調停を履行し続けるよう債務者に呼びかけ、履行を徹底していく。但し、不履行の場合には調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 2) (発生原因の検証結果) 物品管理に関する制度理解が不十分であったため、業務補助職員用パソコンのリースが県の所有に属さない受入れにあたり、財務規則に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が必要である、という認識を欠いていた。 (今後の対応策等) 直ちに占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成するとともに、物品管理に係る関係法令等について課内で共有・注意喚起を行うなど、再発防止に努める。 3) (発生原因の検証結果) 山梨県情報セキュリティ基本方針及び同対策基準の理解不足により、委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項中に規定された報告について、受託者へ履行確認しなかった。 (今後の対応策等) 山梨県情報セキュリティ基本方針及び同対策基準を始め関係法令等について、課内で共有・注意喚起を図り、再発防止に努める。

監査対象機関	県土整備部 治水課（下水道室（一般会計））
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年７月１７日、８月２１日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） ２件（収入１、支出１） １）歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 ２件 49,812,274円 ２）国庫補助金の返還金の納付について、期限内に行わなかったために延滞金を支出したものがあった。	１）（今後の対応策等） 全ての民事調停が終結し、令和５年度までの違約金は全額納入されたことを確認した。 今後も、調停を履行し続けるよう債務者に呼びかけていく。 ２）（発生原因の検証結果） 納付書払となる支払の進捗管理について、担当内で情報の共有が不十分であった。 （今後の対応策等） 納付書払となる支払については、一覧表を作成するとともに、職員ポータルスケジュール機能を使用し、複数人で進捗管理を行い、再発防止に努める。

監査対象機関	県土整備部 都市計画課（景観まちづくり室）
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年７月１７日、８月２２日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（収入１） １）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 ２件 42,338,223円 ②公園費負担金 過年度分 先数 １件 42,921,589円	１）（今後の対応策等） ①全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。 但し、調停条項が不履行の場合には調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 ②令和６年４月２７日消滅時効が成立したため、令和６年８月１３日不納欠損処理を行った。

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課（住宅対策室）
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年７月１６日、８月２２日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） ２件（収入１、契約１） １）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 300,339,334円 令和５年度分 18,068,300円 合計 先数 826件 318,407,634円 ②県営住宅駐車場使用料 過年度分 3,285,740円	１）（今後の対応策等） ①県営住宅使用料 県営住宅使用料の未済については、督促状等の発付や滞納整理ローラー作戦時等の夜間督促の実施、戸別訪問や滞納者の呼び出し、連帯保証人への催告等、滞納６か月の者に対する契約解除の通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成２８年度から

令和５年度分 1,127,400円 合計 先数 196件 4,413,140円 ③県営住宅破損賠償金 過年度分 先数 7件 201,825円 ④県営住宅無断退去者に係る退去修繕費 過年度分 先数 17件 1,522,700円 ⑤県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金 過年度分 先数 2件 1,475,090円 ⑥行政財産使用料 過年度分 先数 1件 45,298円	は、２ヶ月以上の滞納者（従前３～５か月）の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、早期からの督促強化を図っている。 また、長期滞納者については、平成１６年１２月議会から原則県議会毎に訴えの提起を行い（平成２１年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。）、「住宅の明渡しと滞納家賃の支払を求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。平成２６年度からは、訴訟対象者（悪質な者に限る。）を滞納月数９か月以上から６か月以上へ拡大している。 この他の主な取組は、次のとおりである。 [滞納整理ローラー作戦時の直接収納] - 平成２４年度からは、滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。 [弁護士法人への県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託] - 平成２５年度からは、督促や回収業務等を委託内容とする県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士法人に委託している。平成２９年度からは、弁護士法人への委託業務に連帯保証人への督促及び回収業務を追加している。 [専任職員による滞納整理] - 平成２６年度からは、再任用職員等（２名）を配置して、回収体制の強化を図っている。 [納付場所の拡大（コンビニ収納）] - 平成２８年３月から、収納率向上につながる２４時間納付可能なコンビニ収納を開始している。 [滞納発生の未然防止] - 平成３０年度からは、催告書の中に減免制度の案内を入れるなど、様々な機会を通して減免制度の周知を図るとともに、必要に応じて福祉部局と連携しながら、滞納発生 of 未然防止に努めている。 [債務保証業者による代位弁済] - 令和２年度からは、連帯保証人をたてられない場合には、債務保証業者の利用を認め、滞納発生時に債務保証業者からの代位弁済を行える制度を導入し、滞納家賃の回収方策としても活用している。 引き続き、電話、文書及び訪問により、
---	---

早期から滞納解消に取り組むとともに、適正納付者との公平性を確保する観点等から、訴訟などの法的措置を講ずることにより、悪質な滞納者には厳正に対処していく。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていくとともに、権利放棄の判断基準に該当する債権について調査を行い、権利放棄も検討する。

②県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては、督促状等の発付や滞納整理ローラー作戦時等の夜間督促の実施、戸別訪問や滞納者の呼び出しなどにより、滞納の解消に努めている。平成28年3月からは、県営住宅使用料と同様に、収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始している。

滞納者の多くは、県営住宅使用料の滞納者でもあることから、今後とも県営住宅使用料と併せて滞納解消に取り組むとともに、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対処していく。

③県営住宅破損賠償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金で、相当期間が経過した債権であり、回収が非常に困難であるが、債務者7名について納付指導を行っていく。

④無断退去者等の退去修繕費

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金である。債務者は無断退去しており、居所不明であるなど回収が非常に困難であるが、滞納が解消されていない対象者17名については引き続き所在調査を行い、納付指導を行っていく。

⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金

高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金である。相当期間が経過した債権であり、回収が非常に困難であるが、債務者2名について引き続き納付指導を行っていく。

⑥行政財産使用料

新型コロナウイルスの影響による解雇等により住戸の退去を余儀なくされた者に対して、緊急的な住まいを確保するための県営住宅の目的外使用許可に係る行政財産使用料であるが、債務者1名が居所不明とな

2) 住環境に関する人口減少危機対策基礎調査業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、受託者をして書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を発注者である山梨県知事に書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。	り回収が困難となっている。引き続き所在調査を行い、納付指導を行っていく。 2) (発生原因の検証結果) 個人情報取扱特記事項に関する認識が不十分であったため、受託者からの報告を受けていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに受託者から報告書を徴し、内容が適切であることを確認した。 今後は、契約事務が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図った。
--	--

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年5月30日～31日、7月16日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件 (収入1、財産1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①用地買収返還金 過年度分 先数 1件 1,334,000円 ②甲府駅南口駅前広場使用料 (一般自動車待機場) 過年度分 143,500円 令和5年度分 50,000円 合計 先数 3件 193,500円 ③工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 2件 628,356円 2) 取得用地に未登記のものがあった。 令和4年度以前の未登記 74筆 3) 次の契約書について、委託業務を履行期限までに完了できなかった場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ①PCB廃棄物処分業務委託契約書 (緑が丘スポーツ公園) ②産業廃棄物処分委託基本契約書 (小瀬スポーツ公園)	1) (今後の対応策等) 今後とも関係者への通知や電話、訪問による催告を行い、引き続き債権の回収に努める。 また未納者の状況調査を行い、山梨県債権回収及び処理マニュアルに定める基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。 2) (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。 3) (発生原因の検証結果) それぞれの公園ともに、収集・運搬業務及び処分業務をまとめて一つの支出負担行為伺いとして両業務の委託契約書 (案) を添付して起案、決裁の上、契約締結したものであるが、一連の過程において、収集・運搬業務に係る契約書には履行延滞違約金の条項を規定した一方、処分業務に係る契約書において同規定の記載を失念してしまった。決裁の過程でも複数ある契約書 (案) 全てに対する記載事項のチェックが不十分であった。 (今後の対応策等) 一つの支出負担行為に対して複数の委託契約書 (案) がある場合にも、全ての契約書 (案) に関して支出負担行為伺いチェック表を厳格

	に適用し、二重・三重にチェックを重ね、再発防止に努める。
--	------------------------------

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所（峡北支所）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年５月１６日～１７日、６月２４日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） ２件（収入１、財産１） １）歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 ２件 １,５２９,４０９円 ２）取得用地に未登記のものがあつた。 令和４年度以前の未登記 １６０筆	１）（今後の対応策等） １件は連帯保証人の所在が判明したことから、連帯保証人に対し督促を行ったが反応はなかった。連帯保証人の住民票上の居住地は栃木県であることから直接訪問も難しいが、継続して未収金回収への対応を行っていく。 もう１件は、法人解散手続の推移を確認し、解散された場合には速やかに不納欠損処分を行う。令和６年１１月末現在解散手続は未了。 ２）（今後の対応策等） 令和４年度以前の未登記（過年度分）については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年５月２３日～２４日、６月２４日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） ２件（収入１、財産１） １）歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 ２件 ７４１,０９６円 ②工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 ２８件 １,０１２,１８８,０２３円	１）（今後の対応策等） ①工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 工事契約解除に伴う違約金１件：金６０６,５４０円については、消滅時効に伴い令和４年１２月に道路管理課へ不納欠損の協議済。 前払金の延滞利息１件：金１３４,５５６円については、債務者に対し納付を促した結果、令和６年１０月に１０,０００円を収納したことから、納付依頼を継続して完納を目指す。 ②公正入札違約金 民事調停が整った業者に対しては、調停条項に定めた金額のみを令和４年度から回収中（Ｒ３．７．２９民事調停成立）。 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する調停内容となっている。 なお、民事調停に不参加の業者に対しては、関係所属との連携を図りながら債権の回収に引き続き努める。

2) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和4年度以前の未登記 194筆	2) (今後の対応策等) 残る未登記は、複雑な案件が多くなってきており、令和6年度は、現時点で過年度分の処理はできていないが、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。
---	---

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所（本所）
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月3日～4日、7月11日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 2件（収入1、財産1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 536,740円 令和5年度分 21,980円 合計 先数 2件 558,720円 ②河川使用料に係る延滞金 過年度分 144,030円 令和5年度分 39,150円 合計 先数 1件 183,180円 ③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 394,124円 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和4年度以前の未登記 289筆	1) (今後の対応策等) ①②のうち1件（21,980円）については、令和6年8月に納付済み。残り1件（河川使用料 536,740円、延滞金 183,180円）については、債務者と「債務承認及び納付誓約書」を取り交わしており、電話連絡や訪問等により、納付計画のとおり分割納付をするよう促していく。 ③のうち1件（354,523円）については、法人の清算人の死亡後、債権の請求先がない状態である。残り1件（39,601円）については、臨戸訪問を行い、引き続き債務の履行を行うよう請求する。2件ともに当該債権は時効を迎えているが、出納局の定める「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」を踏まえ、債権放棄に向けた調整、手続を進めていく予定である。 2) (今後の対応策等) 令和6年度は相続手続の完了した筆など8筆の処理を進めている。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき優先度を付けた上で未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所（身延支所）
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年5月14日～15日、6月19日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 3件（収入1、財産1、重点事項1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 先数 2件 1,489,461円 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息	1) (今後の対応策等) ①引き続き、文書、電話、訪問等による督促を続けていく。また一度での納付が難しい場合は分割納付を促し、少しでも収入未済額が減るよう努める。 ②これまでも返納を求めてきたが応じず、今

過年度分 先数 1件 29,342円 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和4年度以前の未登記 363筆 3) 低濃度PCB含有廃棄物運搬業務契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていなかった。	後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。 2) (今後の対応策等) 国土調査未実施地域が多く、同調査実施地域においても認証が遅れているため、町役場に協力を求めている。 今後も引き続き未登記の内容を精査し、登記可能なものから順に関係者に協力依頼を行い、登記に必要な書類等を取得しながら登記を促進していく。また新たに未登記が発生しないよう、用地測量の段階から事前に法務局、町等と協議を行い、円滑な用地取得が行えるよう努めていく。 3) (発生原因の検証結果) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等についての認識が不十分であつた。 (今後の対応策等) 本事務処理が適正に行われるように、職員に周知を図るとともに必要条項についてチェックリストを作成し、廃棄物関連法令等で定める条項を遵守しているか確認を行うなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（本所）
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年6月3日～4日、7月16日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件（収入1、給与1、財産1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円 ②非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 95,401円 ③道路使用料 過年度分 60,944円 令和5年度分 60,944円 合計 先数 1件 121,888円 ④道路使用料に係る延滞金 過年度分 先数 1件 9,920円 2) 扶養手当について、対象とならない者を認定し、支給しているものがあつた。	1) (今後の対応策等) ①本件については、令和5年度に権利放棄の基準の見直しを行っていた出納局と協議中であつたが、令和6年4月1日適用の基準によって権利放棄できることとなったため、令和7年2月議会に権利放棄の議案を提出し、議決を得た後、不納欠損処理を行った。 ②「債務承認及び分割納付誓約書」に基づき、債務者に対して電話による催告、訪問による交渉などの回収に向けた取組を継続した。今後も継続して債権の回収に努める。 ③④令和5年度以降、督促状・電話・訪問による督促を複数回行っており、同居者と一度コンタクトを取り支払を求めた。引き続き、財産状況の確認及び支払を求める働きかけを続けていく。 2) (発生原因の検証結果) 年金収入のみである同居の父母（共に60

3) 取得用地に未登記のものがあった。 令和4年度以前の未登記 364筆	歳以上) について、父母2人の所得の合計が260万円未満で、父母の生計が同一であることから、認定することが可能と誤認したことによる。 (今後の対応策等) 父親の認定を直ちに取り消し、過支給分の返納手続を行った。 今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、複数人での確認を徹底し、不明点は人事課に確認の上で事務処理を進めるなど、再発防止に努める。 3) (今後の対応策等) 過年度分の未登記土地(昭和45年度末契約分1筆、昭和48年度末契約分1筆、昭和51年度末契約分1筆、昭和54年度末契約分5筆 計8筆)を登記済とした。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図る。
---	---

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年5月28日～29日、7月12日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和4年度以前の未登記 166筆	1) (今後の対応策等) 過年度分の未登記土地(平成29年度以前契約分の1筆)を登記済とした。 引き続き、「過年度未登記処理方針」等に則り、未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年5月22日、6月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 21,418,492円	1) (今後の対応策等) この違約金については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経た上で成立した民事調停(調停調書)に基づき、分割納付等によることとされている。今後は債務者が確実に履行するよう、適切な債権管理を行っていく。 なお、分割納付が不履行の場合には、調停は破棄されるため、当初の金額を回収するための手続を迅速に行う。

監査対象機関	出納局（会計課、管理課、工事検査課）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年８月２日、８月２３日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（物品１） １）新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。	１）（発生原因の検証結果） 前金払をしていた日刊紙について完納されたことを確認していたが、検収調書の作成について、担当内のチェック体制が不十分であった。 （今後の対応策等） 当該事務は年度末の事務量の多い時期にあたるので、今後、検収調書を確実に作成・添付するために、「年度末の総務事務タスク一覧」を新たに作成した。これを担当内で共有し、当該事務を含め、年度末の総務事務を複数の職員で進捗管理と確認を行うことで所属としてのチェック体制を整え、再発防止に努める。

監査対象機関	企業局本課（電気事業会計）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年６月２６日～２７日、７月２５日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（財産１） １）電気事業が丘の公園敷地内に整備したスポーツ広場（つどいの野原）の机及び椅子の除却処理にあたり、当該机及び椅子の帳簿価額を除却すべきところ、当該机及び椅子の撤去に要した費用の額を用いて除却処理していた。	１）（発生原因の検証結果） 当該資産は昭和６１年に整備したものであり、植栽工事や構築物等も含め、つどいの野原一式 29,102,740 円を帳簿原価としている。 令和５年度、「つどいの野原」に設置された机・椅子を除却した際、机及び椅子の取得価額を算定して、その価額を除却すべきところ、誤って撤去費の 197,260 円で除却処理していた。 （今後の対応策等） 正しい除却額を算定し、令和６年度決算において修正を行うとともに、再発防止に向けて、今後、複数職員による確認などを徹底する。

監査対象機関	企業局本課（温泉事業会計）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年６月２６日～２７日、７月２５日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（契約１） １）温泉施設用地に係る土地賃貸借契約書において、長期継続契約や債務負担行為の設	１）（発生原因の検証結果） 令和４年度の復命事項を受け、石和温泉管

定によらず自動更新条項により契約を更新しているものがあった。	理事務所において、土地賃貸借契約対象者（１０名）と契約更改を求め、うち８名と自動更新条項のない契約を締結した。 残り２名のうち１名は、長期の入院・加療中で契約行為が行えない状況であり、もう１名は元契約締結者（故人）の相続人であるが、現在、同人から分湯栓の撤去を求められ、契約更改が行えずにいる。 （今後の対応策等） 入院・加療中の者については、今後も家族を通して病状を確認するなか、可能となった時点で契約更改を求めることとしている。 元契約締結者の相続人については、現在、分湯栓の存置の交渉を行っている。
--------------------------------	---

監査対象機関	企業局本課（地域振興事業会計）
監査対象期間	令和５年度
監査実施日	令和６年６月２６日～２７日、７月２５日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）１件（財産１） １）地域振興事業の固定資産台帳について、次のとおり不備があった。 ①令和５年度に新規取得した有形固定資産に係る固定資産台帳において、残存価格を当該帳簿原価の１００分の１０に相当する金額とすべきところ、残存価格が計上されておらず、算定された令和５年度の減価償却費が過大に計上されているものがあった。 ②平成６年３月３１日に取得した美術作品に係る固定資産台帳において、非償却資産として認識しているにもかかわらず償却資産として登録されており、償却限度額及び帳簿価額が相違していた。	１）（発生原因の検証結果） ①令和５年度の３件の取得資産（雑排水ポンプ、サンタリーＡ電灯設備、サンタリーＢ棟ボイラー）について、固定資産台帳への記載の際に入力を誤り、残存価額を０円としていた。 ②美術作品（彫刻「希望」井上公雄作）について、過去に８か年度に渡って減価償却を行い、固定資産台帳の償却累計額は２,４２６,３５２円となっている。 それ以降は減価償却を実施していないが、減価償却を実施した経緯・取りやめた経緯については証拠書類が確認できず、不明である。 （今後の対応策等） ①残存価額を０円としたことにより、令和５年度の減価償却費を計１,５２９円過大に計上していたため、令和６年度決算において、固定資産台帳の登録内容の修正に合わせ、同額を過年度損益修正益として計上する。 再発防止に向けて、複数職員による確認などを徹底し、入力後の固定資産台帳の印字内容について、改めて再確認を行っていく。 ②令和６年度決算の際、過年度損益修正益を計上する。 再発防止に向けて、複数職員による確認などを徹底する。

監査対象機関	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年５月９日、６月７日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（収入１） １）取水口監視所外遠隔監視制御装置等更新工事の施工を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していた。	１）（発生原因の検証結果） 行政財産目的外使用許可と同時に使用料を調定すべきところ、進行管理の不備により調定が遅延した。 （今後の対応策等） 工事の施工を目的とした行政財産使用許可時に、当該使用料の調定の進捗状況を複数人でチェックするなど、確認の強化及び徹底を図り、再発防止に努める。

監査対象機関	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年５月３１日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（契約１） １）電柱敷等に係る土地賃貸借契約書において、長期継続契約や債務負担行為の設定によらず自動更新条項により契約を更新しているものがあつた。	１）（発生原因の検証結果） この指導事項については、令和３年度に早川水系発電管理事務所が同様の内容で指導を受けた際、企業局内で周知され、順次契約更新を行った結果、令和５年度末までに１件を除き更新手続きが完了した。残り１件については、相手方と連絡が全く取れない状況が続いており、予備監査日時点で手続きが完了していなかった。 （今後の対応策等） 残り１件の契約相手方と連絡がとれ、令和６年８月９日に契約更新手続きが完了した。今後同種の契約を締結する際は、関係規則等に基づいて適正に事務処理を行い、再発防止に努めていく。

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	令和５年度
監 査 実 施 日	令和６年５月２１日、６月２０日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） １件（収入１） １）歳入について、次のとおり収入未済があつた。 温泉供給収益収入 過年度分 5,612,911円 令和５年度分 2,296,106円 合計 先数 29件 7,909,017円	１）（今後の対応策等） 未納者に対して、電話催告や督促状・催告状の送付を行って未収金の回収に努めた結果、令和６年１１月末現在で、過年度分282,903円、令和５年度分1,677,852円、合計1,960,755円を回収することができた。

	今後も、これまでの取組を継続するとともに、滞納から3か月以上経過し、支払意思が認められない債務者に対しては、債務額が累積しないよう、給湯停止や契約解除の手続を進めるなど、未収金の削減に努めていく。 ※令和6年11月末現在の未収金状況 <table> <tr> <td>過年度分</td><td>5,330,008円</td></tr> <tr> <td>令和5年度分</td><td>618,254円</td></tr> <tr> <td>合計 先数 12件</td><td>5,948,262円</td></tr> </table>	過年度分	5,330,008円	令和5年度分	618,254円	合計 先数 12件	5,948,262円
過年度分	5,330,008円						
令和5年度分	618,254円						
合計 先数 12件	5,948,262円						

監査対象機関	教育庁 総務課（教育企画室）
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月5日、8月5日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（収入1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①県立学校教職員給与に係る過払金 過年度分 先数 1件 165,577円 ②市立学校教職員給与に係る過払金 過年度分 先数 1件 43,778円	1）（今後の対応策等） ①令和元年9月例月給与の過払分（182,084円）のうち、破産手続の中で16,507円の納入を確認したが、裁判所による免責決定がされているため、県から催告等を行うことはできない状況である。今後、破産手続終結から10年後の時効の完成により、不納欠損処分を行う予定である。 ②令和6年8月22日に例月給与過払い分の弁済を確認。同年10月11日に延滞金の弁済も確認し、収入未済は解消した。

監査対象機関	教育庁 福利給与課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月2日、8月5日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1件（契約1） 1）腰痛健康診断委託契約において、一つの支出負担行為伺いにより、複数の委託先と単価契約をしているが、各々の委託契約書の推計総金額（複数の契約単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計）の合計が、支出負担行為伺いの限度額を超えていた。また当初に締結した契約書の内容が、支出負担行為伺いの内容と相違している箇所があった。	1）（発生原因の検証結果） 契約書記載の予定人数は健診の全対象者であり、医師が必要と認める場合に追加検査として行う「腰椎レントゲン」を仮に全員へ実施した場合、限度額を超えてしまう契約の内容であった。 また、支出負担行為伺いの段階では「腰椎レントゲン（電子画像管理）」で積算したが、契約書の作成時には「腰椎レントゲン（画像記録フィルム）」と異なった内容で積算し、そのまま契約を締結していた。 （今後の対応策等） 令和6年度は健診と追加検査項目である「腰椎レントゲン」の予定人数を同数で積算した支出負担行為伺いを作成し、限度額範囲

	内での執行へと改善済である。 また、契約書の内容に相違が生じないように、作成時には複数のチェックを徹底し、契約締結前には医療機関及び当課担当者の双方による確認を必須とする内容をリスク評価シートに追加し、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	教育庁 高校教育課
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年7月2日、8月5日
監査の結果	講じた措置
（指導事項） 6件（収入3、物品2、契約1） 1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 12,123,410円 令和5年度分 43,200円 合計 先数 39件 12,166,610円 ②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 16,038,022円 令和5年度分 78,500円 合計 先数 26件 16,116,522円 ③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 5件 481,000円 2）教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち、貸付を確認できる書類が保存されていないものが2件あった。 3）地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用書が提出されていないものが30件あった。 4）財務規則第151条関係運用通知に基づ	1）（今後の対応策等） ①～③の令和5年度調定分について、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話催告等により納入を促し、また過年度調定分についても、同様に電話催告等により納入を促すなどして、未収金を減らす努力を継続していくとともに、居住地調査を重点的に行き、督促を行っていく。 2）（発生原因の検証結果） 貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態である。 （今後の対応策等） 台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2件の債権の情報について調査を続けているが、未だに内容確認ができない状況である。今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を進めていく。 3）（発生原因の検証結果） 本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から貸付型に切替わった経緯があるため、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認していることから、返済への理解が得られていない状況がある。 （今後の対応策等） 文書により借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。令和6年度は従前の催告通知の発送や電話催告に加え、訪問催告や連帯保証人への催告も行い、より一層債権回収業務に取り組んでいる。 4）（発生原因の検証結果）

く備品の現品確認がされていなかった。また、教育庁総務課を通じて物品出納員への報告もされていなかった。 5) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 6) 中高生PBLプログラム体験事業業務委託契約書について、契約書第2条に定める仕様書が添付されていなかった。また契約保証金の記載に不備があった。	担当者が複数名いたが主担当者（責任者）が決まっておらず、それぞれ他の業務に忙殺される中で当該業務への対応を怠った。また所属内のチェック体制にも不備があった。 （今後の対応策等） 令和6年度は主担当者を定めて備品の現品確認を行い、教育庁総務課を経由して物品出納員への報告を行った。更に、適正な物品管理について課内に周知徹底し、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。 5)（発生原因の検証結果） 物品管理に関する認識不足のため、該当物品の入替えの業務を行う中で調書の作成を怠った。 （今後の対応策等） 直ちに、占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。更に、適正な物品管理について課内に周知徹底し、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。 6)（発生原因の検証結果） 契約業務に関する認識不足と、契約書の精査・確認が不十分であったことが重なった。 （今後の対応策等） 今後は各種契約の締結時には契約書を供覧し、複数人が内容を確認することとした。更に、適正な契約事務について課内に周知徹底し、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
---	---

監査対象機関	教育庁 生涯学習課	
監査対象期間	令和5年度	
監査実施日	令和6年7月2日、8月5日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） 1件（物品1） 1) 貸借物品である自動体外式除細動器（AED）について、財務規則第168条に定める、占有物品受入調書が作成されていなかった。		1)（発生原因の検証結果） 物品管理に関する認識不足及び事務引継の不備のため、占有物品受入調書の作成を怠った。 （今後の対応策等） 直ちに占有物品受入調書を作成した。 今後は、担当者の引継書に事務処理上の必要事項を詳細に記載するとともに、課内で物品管理についての情報共有を図って、再発防止に努める。

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	令和5年度
監査実施日	令和6年8月1日～2日、8月23日

監査の結果	講じた措置
（指導事項） 1 件（契約 1） 1）議員用パソコンの賃貸借契約書の情報セキュリティ特記事項に、受託者は発注者である山梨県議会事務局長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。また、忠清北道議会訪問団受入事業に係る業務委託契約書の情報セキュリティの確保の条文に、「別記 2『情報セキュリティに関する特記事項』を遵守しなければならない。」とあるが、別記 2 が添付されておらず、個人情報取扱特記事項は制度改正前のものが使用されていた。	1）（発生原因の検証結果） 賃貸借契約書及び業務委託契約書に記載された内容について十分に理解していなかったため、手続等に不備があった。 （今後の対応策等） 必要書類を受領するとともに、類似事例においても同様のことがないか再度確認した。 更に、適正な契約事務について局内に周知徹底し、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。

監査対象機関	人事委員会事務局	
監査対象期間	令和 5 年度	
監 査 実 施 日	令和 6 年 6 月 7 日、8 月 7 日	
監査の結果		講じた措置
（指導事項） 1 件（契約 1） 1）山梨県職員採用サイト改修業務委託契約において、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定していたが、支出負担行為伺いに、プロポーザル方式を採用する際に必要とされている明確で具体的な理由が示されていなかった。		1）（発生原因の検証結果） 当該業務委託に際しては、使いやすく、好感度の高いサイトとするために設計やデザイン・コンテンツの制作に関する幅広い知識やノウハウ等が必要であり、価格のみの競争ではこれを評価することができないことから、一般競争入札にはなじまず、公募型プロポーザル方式が最適であると判断した。 事前の局内協議において、公募型プロポーザル方式を採用する理由についての説明がなされ、局内の意思決定を確認した上で事務手続きを進めていたが、支出負担行為伺いに公募型プロポーザル方式とする明確で具体的な理由を明示することを怠った。加えて、所属内におけるチェック体制も不十分であった。 （今後の対応策） 公募型プロポーザル方式の執行上の注意について職員に周知を図るとともに、今後は複数職員による確認を徹底するなど、適正な財務事務の執行に向けた取組を更に進め、再発防止に努める。

監査対象機関	警察本部	
監査対象期間	令和 5 年度	
監 査 実 施 日	令和 6 年 7 月 23 日～24 日、8 月 9 日、9 月 5 日	
監査の結果		講じた措置

(指導事項) 1 件 (収入 1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ① 放置違反金 (放置駐車違反) 令和 5 年度分 先数 3 件 55,000 円 ② 弁償金 (交通信号機修繕工事経費の弁償) 過年度分 先数 1 件 1,441,000 円	1) (今後の対応策等) ① 令和 6 年 6 月 11 日に 15,000 円、10 月 1 日に 10,000 円、同月 22 日に 15,000 円、令和 7 年 2 月 17 日に 15,000 円を徴収対象者から徴収済。 ② 本件については債務者が破産し、免責許可の決定が確定したことから、権利放棄について、令和 6 年 12 月に開催された債権管理検討委員会審査部会で審査の合意が得られ、令和 7 年 2 月議会に権利放棄の議案を提出し、議決を得たため、不納欠損処理を行った。
--	---